お知らせ

市民プールの開場中止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、毎年夏季休暇中に開場していた市民プールは、開場を中止します。ご理解いただきますようお願いします。

問い合わせ　生涯学習課市民スポーツ担当

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新

現在使用している後期高齢者医療被保険者証（保険証）の有効期限は、毎年7月31日までです。8月1日から有効の新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。受け取りには、受領印が必要です。不在の場合は、郵便局から不在連絡票が置かれますので、その内容に基づいて受領してください。郵便局の保管期間（配達から1週間）を過ぎた場合は、市で保管します。

7月31日㈮までに保険証が届かない場合や、保険証の内容に変更・誤りがある場合は、左記まで連絡をお願いします。

有効期間が切れた保険証は、左記または各出張所へ返却するか、ご自身で裁断するなどの処分をしてください。

問い合わせ　保険年金課国民年金・医療費担当（1階④番窓口）

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送

後期高齢者医療制度では、世帯単位ではなく、被保険者ごとに保険料を納める必要があります。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。計算方法は、県後期高齢者医療広域連合が決定するため、県内は全て同じ方法となります。

今年度から、同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が、33万円以下の場合、均等割額が、「8・5割軽減」から通年で「7・75割軽減」に変更されました。また、このうち同一世帯内の被保険者全員が、年金収入のみで80万円以下の場合、均等割額が、「8割軽減」から通年で「7割軽減」に変更されました。

詳しくは、保険料額決定通知書に同封する「保険料のしおり」をご覧ください。

問い合わせ　保険年金課国民年金・医療費担当（1階④番窓口）

国民健康保険「限度額適用認定証」等の交付および更新

入院や通院により1か月に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えるときは、「限度額適用認定証」等を提示すると、医療機関等での支払いを自己負担限度額までとすることができます。また、入院時の食事代が減額できる場合もあります。認定は申請月の1日からとなりますので、必要な人はお早めに窓口で申請してください。

※認定証の有効期限は、毎年7月31日までです。引き続き認定を受けるためには、再度申請が必要です。

対象　①～③のいずれかに該当する人

①70歳未満の人

②70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の人

③70歳以上75歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の世帯の人

条件　国民健康保険税に滞納がなく、所得の申告をしていること

持ち物　国民健康保険被保険者証（保険証）、マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード、本人確認ができるもの（運転免許証等）

問い合わせ　保険年金課国民健康保険担当（1階③番窓口）

ね・ん・き・ん ミニ知識
保険年金課
国民年金・医療費担当

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難なときは、国民年金保険料の納付が免除または猶予される制度があります。令和2年度の免除申請の受け付けは7月から開始され、7月から令和3年6月までの期間を対象として審査されます。

免除の種類

免除　申請者・配偶者・世帯主の前年の所得等を審査して、全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）を免除します。

納付猶予　申請者・配偶者の前年の所得等を審査して、一時的に納付を猶予します。

※50歳未満の人（学生を除く）が申請できます。

留意事項

○申請日から2年1か月分さかのぼった免除申請もできます。

○学生は学生納付特例制度が優先されます（申請・承認期間は4月～翌年3月）。

○申請は毎年必要ですが、全額免除または納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務を喪失等し、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた手続きにより、国民年金保険料の免除申請が可能です。

問い合わせ　保険年金課国民年金・医療費担当（1階④番窓口）

広告　ご心配やご不安を事前相談してください ☎042-989-9770 お葬式の洗心堂

国民健康保険加入世帯へ納税通知書を7月上旬に発送

国民健康保険税は、毎年4月から翌年3月までの1年間の税額を8回の納期に分けて納付します。年度の途中で脱退・加入したときは月割りで計算します。また、国民健康保険税は、世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者となります。

国民健康保険税は前年中の所得等に応じて計算しますが、所得が少ない世帯の場合は軽減制度があります。今年度は軽減対象世帯の範囲を拡大しています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が減少した世帯や、災害など特別な事情により納付が困難な世帯は、減免される場合があります。

※会社の倒産や解雇などの理由で失業した人は、軽減される場合があります。

※納付には便利な口座振替をご利用ください。

問い合わせ　保険年金課国民健康保険担当（1階③番窓口）

介護保険料額決定通知書を7月上旬に発送

65歳以上の人の介護保険料は、毎年4月から翌年3月までの1年間の保険料を6回の納期に分けて納付します。介護保険料の納め方は、年金の受給額によって特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書や口座振替）の2種類に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

また、介護保険料は基準額をもとに本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります。詳しくは、保険料額決定通知書に同封するパンフレットをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合や、災害など特別な事情により納付が困難な場合は、減免される場合があります。

問い合わせ　長寿いきがい課介護保険担当（1階⑤番窓口）

住民票の写しおよび印鑑証明書の電話予約サービス

事前に電話で予約すると、予約した週末の土・日曜日に住民票および印鑑証明書を受け取ることができます。

※請求する人および受け取る人は、本人または同じ世帯の人に限ります。

手数料　1通200円

予約受付日時　月～金曜日の午前8時30分～午後4時（祝日および年末年始を除く）

○住民票…世帯全員のものか、世帯の一部のものか、本籍や世帯主との続柄の記載が必要であるかなどをご連絡ください。

○印鑑証明書…市に印鑑登録している人のみが対象となります。印鑑登録証（カード）の番号をご連絡ください。

※受け取りには、印鑑、受け取る人の本人確認ができるもの（運転免許証等）、手数料が必要です。なお、印鑑証明書の受け取りには印鑑登録証（カード）も必要です。

予約方法　電話で左記へ

問い合わせ　市民課市民担当（1階②番窓口）

武蔵台団地地区地区計画変更に係る案の縦覧

武蔵台団地地区地区計画の変更について、都市計画法第17条第1項の規定に基づく、地区計画の変更に係る案の縦覧を行います。

縦覧期間　7月6日(月)～7月20日(月)（土・日曜日を除く）

時間　午前8時30分～午後5時15分

意見書提出期間　7月6日(月)～7月20日(月)

※縦覧する案に意見（賛成・反対）のある場合、住民および利害関係人は、この期間内に意見書を提出することができます。

縦覧場所・問い合わせ　都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当

サマージャンボ宝くじ販売開始！

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円。同時発売のサマージャンボミニは1等1000万円です。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間　7月14日(火)～8月14日(金)

抽せん日　8月21日(金)

問い合わせ　(公財)埼玉県市町村振興協会　☎048-822-5004

くりっかーの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和２年５月の可燃ごみ		昨年同月との比較
全体量	1,081.58 t	+85.58 t
処理費用	44,615,175 円	+3,739,335 円
１人当たりの量	19.48 kg	+1.68 kg
１人当たりの処理費用	803 円	+72 円

問い合わせ　環境課廃棄物対策担当

暑い日が続くと水分補給の機会が増えることから、飲料缶やペットボトル飲料の消費が多くなります。缶やペットボトルは貴重な資源です。ごみに出すときはしっかり分別してリサイクルをしましょう！

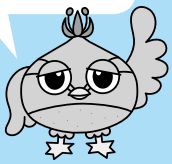

※数値は四捨五入しています。
※処理費用は、全体量に41,250円／tを乗じたものです。
※１人当たりは、当該月の総人口を基に算出しています。

広告　お葬式の洗心堂 ☎0120-7676-82 火葬式・1日葬・家族葬【24H対応・安置室完備】